# 事務事業評価シート

# (平成25年度実施事業)

事務事業名	きれいなまち推進事業					事業コード		0269
所属コード	054500	課等名 資源循環推進課			<b>係名</b> 資源化推進		化推進係	
課長名	中村 俊行	担当者	名	藤原 拓哉		内線番	:号	8325
評価分類	■ 一般 □ 2	い施設		大規模公共事業		補助金	: [	〕内部管理

## 

#### (1) 概要

総合計画	施策の柱	環境との共生			コード	6	
体系	施策	地球環境への貢献	地球環境への貢献				
	基本事業	廃棄物の発生抑制	廃棄物の発生抑制・再使用・再生処理 <b>コ</b>				
予算費目名	一般会計4款2項1目きれいなまち推進事業 (006-01)						
特記事項							
事業期間	□単年度 ■単年度繰越 □期間限定複数年度 <b>開始年度</b> 平成7年度						
根拠法令等	盛岡市きれ	いなまち推進員規	則				

#### (2) 事務事業の概要

きれいなまち推進員を設置し、当該推進員を通じたごみ集積場所等の管理指導による廃棄物 の適正処理や、町内会との連携を図ることにより、きれいなまちづくりを推進する。

#### (3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

きれいなまち推進員制度は、保健衛生班長(盛岡地域)及び衛生指導員(都南地域)を統合し、市と地域の一体的な取組を一層強化するとともに、専門性を高めることを目的に制度の見直しを行い、平成7年度に発足した。

## (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成22年度からの盛岡・都南地域でプラスチック製・紙製容器包装の分別収集の開始,平成25年度からの盛岡地域で小型家電の分別回収の開始等,きれいなまち推進員,町内会,自治会と協働でのごみ分別意識の向上がこれまで以上に図られている。また,平成26年度から玉山地域でもプラスチック製容器包装の分別を試行する予定であり,

# 

# (1) 対象 (誰が, 何が対象か)

ごみの分け方・出し方のルールを守らない違反ごみ

# (2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 違反ごみ件数	件	854	988	613	861	200
В						
С						

## (3) 25 年度に実施した主な活動・手順

きれいなまち推進員を通じたごみの適正排出指導

# (4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 計画	25 年度 実績	26 年度 目標値
A 違反ごみ指導件数		854	988	613	861	200
В						
С						

# (5) 意図(対象をどのように変えるのか)

ごみの分別のルールを守り、住みよい「きれいなまちもりおか」を作る。

#### (6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

松無否口	性格	単位	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
指標項目	性俗		実績	実績	計画	実績	目標値
A 違反ごみ処理件数	口上げる						
	■下げる	件	225	242	183	232	100
	□維持						
B 違反ごみ自主撤去件数	口上げる						
	■下げる	件	629	675	430	351	100
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

## (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度計画	25 年度実績
事業費	① <b>E</b>	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	29,866	30,844	29,626	29,381
	⑤その他(磁性物等回収資源収	千円	133	1,512	2,432	2,432
	入)					
	A 小計 ①~⑤	千円	30,019	32,356	32,058	31,813
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	7,800	7,800	7,800	7,800
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	31,200	31,200	31,200	31,200
計	トータルコスト A+B	千円	61,219	63,556	63,258	63,013
備考						

## 

# (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

## ① 施策体系との整合性

ごみの適正排出の指導は、施策の目的であるごみの減量や資源再利用に直結している。

# ② 市の関与の妥当性

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において, 市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとすることをねらいとして廃棄物減量推進員を委嘱することができることとなっている。きれいなまち推進員は, 市と連携の下, 一般廃棄物の減量化・再生利用を促進しており, 妥当である。

## ③ 対象の妥当性

全市民が対象となる事業のため、現状で妥当である。

#### ④ 廃止・休止の影響

生活環境の保全や公衆衛生に影響が生じ,市民の健康で快適な生活が確保できなくなることから,廃止・休止はできない。

#### (2) 有効性評価 (成果の向上余地)

きれいなまち推進員や地域との連携による適正排出の指導啓発をより一層推進することにより向上余地がある。

#### (3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

生活環境の保全や公衆衛生が向上することで、全市民の健康で快適な生活を確保することができることから、公平・公正である。

# (4) 効率性評価

きれいなまち推進員の報酬等は、業務内容・活動状況から考えても妥当であり、削減できない。

# 

#### (1) 改革改善の方向性

きれいなまち推進員と町内会との連携の一層の推進を図る。市民から多く苦情を寄せられる アパートやマンション等の単身居住者への適正排出の指導を重点的に行う。

#### (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

地域ごとに事情が異なることから、個別の相談に対応していく。アパートやマンション等の 単身居住者については、分別ルールを守られない割合が大きいことから、地域の市民や不動産 管理会社等と連携した啓発指導を行っていく。

## 

# (1) 今後の方向性

- □ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

## (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

きれいなまち推進員及び町内会の努力により、違反ごみ件数は減少傾向を示している。 今後、平成24年3月に改定した「もりおか30万人のごみ減量化行動計画」に沿って、ごみ の減量のために、きれいなまち推進員及び町内会と連携し、協働し、継続してさらにきめ細か い啓発活動に努める。